

保体 1813 号
令和 4 年 7 月 28 日

各県立特別支援学校長 様

保健体育課長
特別支援教育課長

オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて（通知）

本県においては、令和 4 年 3 月 29 日付け健康医療局長依頼「オミクロン株が主流である中で濃厚接触者の特定をしないことについて」によりオミクロン株が主流である間は、中学校、高等学校においては保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととしています。

今般、令和 4 年 7 月 27 日付け健康医療局長依頼「オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて」の通り、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においても、中学校、高等学校と同様に、保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととなりましたので通知します。

こうしたことを踏まえ、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の濃厚接触者の特定等について、下記のとおりとしますので適切に対応いただくようお願いします。

なお、この対応については、本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

記

- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。（保健所にリストを送らない）
- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- ※ その他、令和 4 年 3 月 29 日付け、保体第 3215 号「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について（通知）」等を参照。

問合せ先

保健体育課 保健安全グループ
菅沼、岡本
電話 045-210-8309（直通）
特別支援教育課 教育指導グループ
荒井、山田
電話 045-210-8276（直通）



令和4年7月27日

教育局長

健康医療局長

オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて
(依頼)

現在、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校における濃厚接触者の特定については、学校等が調査し、作成した濃厚接触者相当のリストを保健所又は保健福祉事務所に送付することにより、対象者を追認する取扱いとしていましたが、新型コロナウイルスのオミクロン株の特性に鑑み、令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）厚生労働省通知に基づき、各保健福祉事務所では幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においては、濃厚接触者の特定をしないこととなりました。

また、保健所設置市においても同様の対応となることを確認しております。
つきましては、関係各所への周知及び対応についてお願いします。

問合せ先
健康医療局医療危機対策本部室 村岡・角田
内線 5874・5905